日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 12. 27
No.15-032

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

乗員への賃金回答
客室正社員化の回答は
乗員流失と乗員不足
客室・整備の熟練者不足が
背景にあることが明らかとなった

12 月 4 日に乗員の賃金関連に前進回答（詳細は別途）が提示されました。
また、12 月 14 日には客室乗務員の正社員化が回答されました。
(いずれも回答は 2016 年 4 月実施予定)
この意味する所は、乗員流失・乗員不足で事業計画の維持・拡大が出来ず、この責任が明確になる状況を覆い隠す・流失に歯止めする経営の姿勢が明白と言えます。しかし、乗員流失は 12 月も続いている事実は直視する必要が有ります。

また、あれだけ契約客室乗務員は経営に資する・安全に問題なしと経営は胸を張っていました。一部労働組合の JALFIO(旧全労)は導入時「正社員を守る為（バッファ)」とまで主張して経営を擁護していました。
しかし、今回の回答は、今までの経営主張を一変させ、客室乗務員組合(CCU)や職場の要求に応えざるを得なかったものです。この事実は、明らかに人員不足、経験者が必要とされる現場の労働者が不足している状況を反映しています。

客室本部長レター要旨を紹介します。
表題：一人一人が輝く客室本部を目指して検討

①少子高齢化に伴い労働人口の減少、女性の活躍などの環境変化を踏まえ、優秀な人材確保のために、(契約社員を)正社員化する。
②人事賃金制度の見直し、③固定休日、(一方) 生産性向上を前提に SKDL の安定化、勤務基準の見直し、④国際線先任客室乗務員のあり方を検討する。

整備の職場でも、国家ライセンスを取得すると他社へ流失する状況が以前から指摘され、組合からも追及されています。
経営の方針・施策が間違っていた事が明白となっています。

ILO 勧告に従い、整理解雇者の職場復帰を

現場の労働者・熟練者が不足しているのなら、「解雇通知書：止むを得ず」整理解雇した運航乗務員・客室乗務員を職場に戻すのは当然のことです。
2010 年 12 月 31 日には、会社更生法上の削減数に達していた事実に対し、今も経営は反論できていません。更に、解雇を強行する為に、話し合い解決を求める労働組合に対する不当労働行為について、東京都労働委員会・東京地裁・東京高裁と日本航空経営は断罪されています(注)。
安全で健全な航空運送事業を確立する為にも一刻も早い被解雇者の職場復帰の交渉が必要な状況となっていると言えるでしょう。

注：東京高裁判決は（要旨）「労働組合の求めに妥協を図ることなく、労働組合の運営に介入してはならない。争議権は、会社との対等性を確保するための労働組合の根幹的な権利の一つ」と指摘し、明確な法違反と日本航空経営を断罪しています。

職場の取り組みが期待されます　皆さん　良いお年をお迎え下さい
2016 年度も、カンパ支援、取り組み参加宜しくお願い致します

今後の日程
＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!　　原告団 HP 日程参照
＊東京地裁：1 月 13 日(水)　マタハラ裁判　第三回口頭弁論
527 号法廷　11:00～　　報告集会予定あり

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。